

## 特別法人税の課税停止延長、 給与所得控除と公的年金等控除の 合計への上限設定

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

### ポイント

- 3月31日、「所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、「令和8年度税制改正の大綱」で示されたとおり、特別法人税の課税停止措置期限の延長、給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定等が行われます。

### 改正概要

#### 1. 特別法人税の課税停止措置期限の延長

- ・特別法人税の課税停止措置の期限が、令和11年（2029年）3月31日まで延長されます。（※1）

[（※1）「所得税法等の一部を改正する法律」p83](#)

#### 2. 給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定

- ・給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとされます。（※2）

[（※2）「所得税法等の一部を改正する法律」p25](#)

### 施行日

- 上記1 : 令和8年（2026年）4月1日
- 上記2 : 令和9年（2027年）1月1日

## 1. 特別法人税の課税停止措置期限の延長に関する改正法

<改正前の租税特別措置法(抜粋)>

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の五

法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第七条又は第九条及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

<今般公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(抜粋)>

第7条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。(略)

第六十八条の五中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

## 2. 給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定に関する改正法

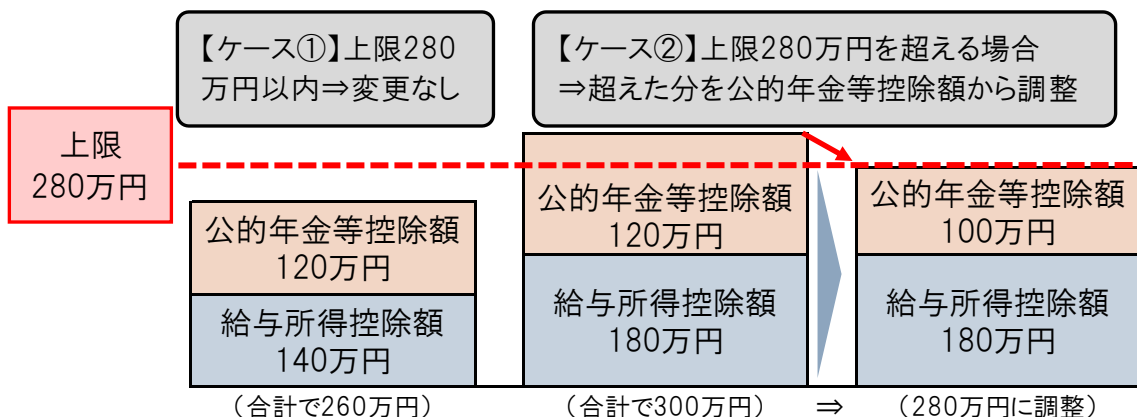
<今般公布された「所得税法等の一部を改正する法律」(抜粋)>

第1条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。(略)

第三十五条に次の一項を加える。

5 その年中の第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等に係る同条第二項に規定する給与所得控除とその年中の第三項に規定する公的年金等に係る前項に規定する公的年金等控除額との合計額が二百八十万円を超える場合には、第二項に規定する公的年金等控除額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額から当該超える部分の金額を控除した金額とする。

### 【給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定イメージ図】



<ご参考>「令和8年税制改正大綱」(令和7年12月26日閣議決定)

- ◆ [特別法人税の課税停止措置期限の延長 \(p78\)](#)
- ◆ [給与所得控除と公的年金等控除の合計への上限設定 \(p30\)](#)

発行元: 三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

以上

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいませようお願いします。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。